

### 第5回ポルト文化展を 開催します

天草宝島国際交流会館ポルトでは、小・中学生の絵画や書写などの作品を展示する「第5回ポルト文化展」を開催します。

この文化展には、各学校から数多くの作品が展示されます。子どもたちの今後の制作意欲の向上につながる意味でも、多くの皆さんにご覧いただければと思います。ぜひお越しください。

▼とき 11月7日(水)から同18日(日)までの午前9時から午後5時まで。

▼ところ 天草宝島国際交流会館ポルト2階・展示ホール。

▼入館料 無料。  
※詳細も同館 ☎241155へお尋ねください。

### 健康フェスタを 開催します

いい歯の日(11月8日(木))にあわせて、歯と口の健康づくりの推進と生活習慣を見直し改善するきっかけ作りのた

め、「天草市健康フェスタ」を開催します。参加料は無料です。皆さん、ぜひご参加ください。

▼とき 11月10日(土)午後1時30分から同4時まで。

▼ところ 本福祉会館。

▼内容 ● 歯科診察・歯科相談 ● 歯こう染め出し・ブラッシング指導 ● フッ素塗布 ● フッ化物洗口コーナー ● 骨密度測定 ● 血管年齢測定 ● 身体測定(身長・体重・体脂肪・血圧。乳幼児の身体測定も行います) ● 運動紹介 ● 糖尿病相談 ● 健康相談(子育て・食生活・メタボリック症候群など) ● 食生活チェック ● ストレス相談 ● くすりの相談 ● 高齢者相談 ● 禁煙相談コーナー ● 小学生による歯科予防ポスター展示(天草東保健福祉センター管内応募作品のみ) ● 国民健康保険コーナー ● 環境衛生コーナー ● 献血コーナー。

※詳細は天草東保健福祉センター ☎3355へお尋ねください。

### 第3回市民活動支援事業 補助金の事業申請を募集

市では、市民が主体となつて活動するNPOをはじめとする市民活動団体などの自立促進や、市民との協働のまちづくりを推進することを目的に「市民活動支援事業補助金」の、平成24年度第3回事業申請を募集します。

▼募集期間 11月1日(水)から同20日(火)まで。

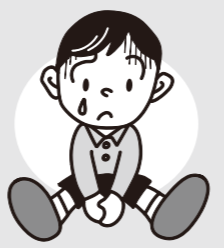
▼補助金の概要 NPOをはじめとする市民活動団体などが地域の課題解決に向けて創意工夫する市民活動に対し、認められる事業経費の一部を助成する。

▼申請方法 市男女共同参画センター(ぼぼら)または牛深支所・総務振興課、その他の支所担当課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、同センターへ提出してください。なお、申請書は市のホームページからも取得できます。  
※詳細も市男女共同参画センター(ぼぼら) ☎238200へお尋ねください。

# 11月は児童虐待防止推進月間です

## 「児童虐待」を知っていますか？

児童虐待とは、本来、子どもを守るべき保護者(親や親に代わる養育者、その同居人など)が、子どもの身体や心を傷つけることをいいます。子どもへの虐待は大きく次の4つに分類されますが、これらが重複しておこっていることが少なくありません。



### 身体的虐待

- 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす
- 逆さづりにする
- やけどをさせる
- おぼれさせる
- 戸外に閉め出す など

### ネグレクト(養育の怠慢・拒否)

- 適切な衣・食・住の世話をしない
- 病気になっても病院へ連れて行かない
- 家や車に長時間放置する
- 家に閉じ込める
- 同居人の虐待の放置 など

### 心理的虐待

- 大声や言葉による脅かし、強迫など
- 無視したり、拒否したりする
- ほかのきょうだいとは著しく差別的な扱いをする
- 子どもの前で配偶者などにDV(暴力や暴言など)をする など

### 性的虐待

- 性的ないたずらを強要する
- 性的関係を強要する
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィの被写体にする など

もしも…

自分が『虐待してる(?)』  
と思ったら…

- 気持ちを話してみてください。
- ひとりで抱え込まないで、気軽に相談してください。

あの子が『虐待されている(?)』  
と思ったら…

- 迷わず、相談・通告をしてください。  
※通告はすべての国民の義務です(匿名の通告でも受け付けます)。



### 相談・連絡先

- 子ども総合相談室  
(本庁・子育て支援課内)  
相談専用電話 ☎220404  
(気軽に)もしもし
- 牛深支所(家庭児童相談室) ☎732111  
※虐待の相談以外にも応じています。

県中央児童相談所  
☎096(381)4451  
※夜間も対応しています。

[生命に危険がある場合などの緊急時]  
天草警察署 ☎240110  
牛深警察署 ☎732110

【問い合わせ先】 本庁・子育て支援課(内線1407)

## 秋季全国火災予防運動

11月9日(金)~同15日(木)

『消すまでは 出ない行かない 離れない』

空気が乾燥して、火災が発生しやすくなるこの時季は、火の元や火の取り扱いには十分気をつけて、火災予防に努めましょう。

### 「住宅防火 いのちを守る7つのポイント」

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



【問い合わせ先】 本庁・防災交通課(内線1232)